

平成 18 年 1 月 20 日

大韓民国産 D R A M に係る関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 7 条第 6 項に規定する調査（平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号）に係る最終的な決定

第 1 調査の経緯等

1.1 調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

1.1.1 品名

- (1) D R A M（ダイナミックランダムアクセスメモリー（記憶保持動作を必要とする随時書き込み及び読み出しが可能な半導体記憶素子））

1.1.2 銘柄、型式及び特徴

- (2) 供給国において供給者により前工程が行われた D R A M ウェハー、D R A M ダイ、パッケージされた D R A M 及び D R A M モジュール等。入出力形式、集積度又はパッケージ若しくは組立ての形式は、問わない。商品の名称及び分類についての統一システム（H S）の品目表第 8542.21 号及び第 8473.30 号に分類される。これらは、主として、エレクトロニクス製品の記憶装置に用いられる。

1.2 調査に係る貨物の供給者及び供給国

1.2.1 供給者

- (3) Hynix Semiconductor Inc.（以下「ハイニックス」という。また、この決定において旧現代電子も含む¹。）

1.2.2 供給国

- (4) 大韓民国（以下本決定においては「韓国」という略称を用いる。）

1.3 申請及び調査開始

¹ 2001 年 3 月、現代電子の社名を Hynix Semiconductor Inc. に変更した。（2001 年ハイニックス財務諸表（ハイニックスから提出された「ハイニックスセミコンダクター社製半導体 D R A M に対する相殺関税賦課に係る調査のための平成 16 年 9 月 7 日付け質問状に対するご回答」（以下「ハイニックス回答書」という。）証拠書類 1-7））

- (5) 2004年6月16日、エルピーダメモリ株式会社（以下「エルピーダ」という。）及びマイクロンジャパン株式会社（以下「マイクロン」という。）より、「大韓民国を原産地とするDRAM製品に対する相殺関税賦課申請書」（以下「申請書」という。）が提出され、同年8月4日、関税定率法第7条第6項の規定により、本件調査の開始を決定した（平成16年8月4日付財務省告示第352号）。
- (6) 調査開始後、申請書の秘密の情報を除き閲覧に供した。

1.4 二国間協議

- (7) 2004年7月27日、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの補助金及び相殺措置に関する協定（以下「SCM協定」という。）第13条13.1に基づき、韓国政府との間で二国間協議を行った。

1.5 質問状の送付及び回答期限の延長

- (8) 2004年9月7日、韓国政府及び金融機関16社²並びにハイニックスに対して、質問状の受領後30日以内を回答期限として補助金に係る質問状を送付した。なお、9月24日、韓国政府から、及び金融機関16社から韓国政府を介して、質問状に対する回答期限の11月26日までの延長申請があり、いずれも認めた。同日、ハイニックスから回答期限の11月26日までの延長申請があり、これを認めた。また、12月9日付けで、それまでに回答書のなかった金融機関に対して、韓国政府を介し、12月16日を期限として回答書の提出を督促した。なお、その際、当該期日までに回答書の提出がない場合には、SCM協定第12条12.7に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する仮の又は最終的な決定を行うことがある旨明示した。
- (9) 同年9月24日、調査当局で把握できた同種の貨物の国内生産者28社、輸入者60社、産業上の利用者31社及びハイニックスに対して損害に係る質問状を送付した。

1.6 質問状に対する回答

- (10) 質問状に対する回答状況は表1のとおりであり、回答書について、秘密

² 質問状を送付した金融機関は、韓国産業銀行、韓国輸出保険公社、韓国中小企業銀行、農業協同組合中央会、韓国外換銀行、韓国第一銀行、シティバンクソウル支店、国民銀行、韓美銀行、ウリィ銀行、ハナ銀行、新韓銀行、朝興銀行、釜山銀行、光州銀行及び慶南銀行の16社。

の情報を除き閲覧に供した。

表 1 質問状に対する回答状況

		送付者数 (A)	回答者数 (B)	回答率 (B / A)
補助金	韓国政府	1	1	100.0%
	金融機関	16	10	62.5%
	ハイニックス	1	1	100.0%
損害	生産者	28	24	85.7%
	輸入者	60	46	76.7%
	産業上の使用者	31	29	96.8%
	ハイニックス	1	1	100.0%

(注) 輸入者について、貿易統計上同種の貨物の輸入実績はあるものの、実際には輸入していなかった者が 18 社あった。

- (11) なお、シティバンクについては、2 月 14 日に香港シティバンクから回答書本文が、2 月 16 日に韓国シティバンクから添付書類の一部（韓国シティバンクの財務諸表）が到着したが、それまでに回答期限を 2 回にわたり計 63 日延長して十分な回答期限を確保したにもかかわらず、当該最終提出期限をさらに 60 日も遅延して回答書が提出されたこと、既に現地調査のための質問事項や調査手順等を記載した「調査・検証のアウトライン」を回答の提出があった利害関係者に送付した後であり、現地調査を通じた十分な検証を行うことができない時期となっていたこと、その回答内容も不完全であり、かつ、調査当局の依頼した日本語版ではなく英語でなされており、日本語での提出には更に時間を要する³とするものであったことから、調査当局としてこれらの回答書は採用しなかった。

1.7 追加証拠及び意見の提出

- (12) 2004 年 12 月 4 日、申請者であるマイクロンから追加証拠の提出がなされ、当該証拠について、秘密の情報を除き閲覧に供した。さらに、同月 6 日、申請者であるマイクロンから意見の表明がなされた。当該意見について、秘密の情報を除き閲覧に供した。

1.8 現地調査

- (13) 2005 年 2 月 22 日から同年 3 月 4 日にかけて、表 2 のとおり、現地調査実施の同意を得た韓国政府、ハイニックス及び金融機関に対して、韓国国内

³ なお、結局、日本語版の提出はなされなかった。

において現地調査を実施した。なお、これらの調査対象先に対しては、同年 2 月 4 日、現地調査における質問項目や調査手順等を記載した「調査・検証のアウトライン」を事前に送付した。

表 2 現地調査の実施状況（韓国国内）

対象者	実施日
韓国政府	2005 年 2 月 28 日及び 3 月 2 日
ハイニックス	2005 年 3 月 3 日及び 3 月 4 日
ウリィ銀行	2005 年 2 月 22 日
韓国輸出保険公社（KEIC）	2005 年 2 月 22 日
韓国信用保証基金（KCGF）	2005 年 2 月 23 日
中小企業銀行（IBK）	2005 年 2 月 23 日
農業協同組合中央会（NACF）	2005 年 2 月 23 日
韓国産業銀行（KDB）	2005 年 2 月 24 日
韓国外換銀行（KEB）	2005 年 2 月 24 日
朝興銀行	2005 年 2 月 25 日
国民銀行	2005 年 2 月 28 日

(14) ただし、回答期限の延長を認めたにもかかわらず質問状に対する回答書の提出がなかった金融機関（韓国第一銀行、ハナ銀行、韓美銀行、慶南銀行、光州銀行、釜山銀行及びシティバンク（シティバンクについては、上述のとおり、同行の回答書を不採用とした⁴。)) に対しては、現地調査は行わなかった。また、新韓銀行については、同行から現地調査実施の同意を得たが、同年 1 月 25 日、韓国外換銀行の事務所において、韓国外換銀行と一緒に調査が行われなければ調査を受け入れられないとの連絡があったため、調査当局が求めた検証のための現地調査が拒否されたと判断し、同年 2 月 4 日、現地調査は行われぬ旨の通知を行った。

(15) また、同年 3 月から 4 月にかけて、表 3 のとおり国内生産者及び調査対象貨物の輸入者に対して国内現地調査を行った。

⁴ なお、2005 年 1 月 25 日の時点で未だ質問状に対する同行の回答書の提出がなかったため、同日付で現地調査は行われぬ旨の通知も行っている。

表 3 現地調査の実施状況（日本国内）

	対象者	実施日
国内生産者	エルピーダメモリ株式会社	2005年3月14日 及び3月15日
	マイクロンジャパン株式会社	2005年3月31日 及び4月1日
	株式会社東芝	2005年3月30日
調査対象貨物の輸入者	株式会社ハイニックス・ セミコンダクター・ジャパン	2005年4月5日

1.9 調査期間の延長

- (16) 利害関係者から追加的に提出された証拠の十分な検討等を行うため、2005年8月2日、SCM協定第11条11.11及び相殺関税に関する政令第7条第7項ただし書の規定により、調査期間を6ヶ月延長した（平成17年8月2日付財務省告示第294号）。

1.10 重要事実の開示及び利害関係者の反論等

1.10.1 重要事実の開示

- (17) 2005年10月21日、SCM協定第12条12.18及び相殺関税に関する政令第12条に基づき、韓国政府及び利害関係者に対して最終決定の基礎となる重要な事実を開示した（以下、当該文書を「重要事実」という。）。なお、重要事実は本決定の一部をなすものであることから、重要事実の開示後に行った、利害関係者等の反論・再反論を踏まえた一部修正及び修辭句の統一等調査当局による技術的な修正を反映したものを（別添1）として添付する。
- (18) 重要事実においては、次の事実が認められた。
- (19) 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実に関する事項として、調査対象とされたハイニックスに対する6つの救済措置の一部が韓国政府による補助金に該当することが認められた。調査対象期間に配分された補助金額は1兆396億ウォン、補助金率は28.6%、相殺関税率は27.2%と算定されることが認定された。
- (20) 調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害に関する事実に

関する事項として、国内産業に対する実質的な損害があったこと、及び調査対象貨物の輸入が補助金の及ぼす影響により国内産業に対する実質的な損害を与えたことが認定された。

1.10.2 利害関係者等の反論及び再反論

- (21) 重要事実の開示とともに、韓国政府及び利害関係者に対して、2005年11月21日を期限としてこれに対する反論を、また、同年11月28日を期限として反論に対する再反論を求めたところ、8者⁵から反論があり、これに対して5者⁶から再反論があった。

1.11 二国間協議

- (22) 2005年11月14日及び12月1日、SCM協定第13条13.2に基づき、韓国政府との間で二国間協議を行った。

1.12 韓国政府からの約束の申出

- (23) 2005年10月31日、韓国政府より、SCM協定第18条18.1及び関税定率法第7条第8項に定める約束の申出があった。当該約束の申出について、ガイドライン15.(2)及び(3)に基づき、申請者の意見を求めるとともに、調査当局において、当該約束の申出の内容を検討した(別添2)。その結果、国内産業に対する実質的な損害を除去するには不十分であること、ガイドラインに規定された拒否要件に合致する等の理由から、当該約束を認めないこととした。

第2 最終的な決定

- (24) 重要事実に対する利害関係者等の反論及び再反論について、調査当局において、1.11の韓国政府との二国間協議の内容も踏まえ、検討した(別添3)。その結果、補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実及び調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害のいずれについても重要事実における認定を維持すべきものと認められた。

- (25) 補助金の交付を受けた調査対象貨物の輸入の事実及び調査対象貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害があり、かつ、本邦の産業を保護するために必要があると認められることから、調査対象貨物に対して、調査

⁵ 韓国政府、ハイニックス、マイクロン、KEB、ウリィ銀行、朝興銀行、NACF、東芝

⁶ 韓国政府、ハイニックス、マイクロン、エルピーダ、国民銀行

対象期間において存在することが認められた補助金額から算定された 27.2%の相殺関税を課すことが適当であると認められる。

- (26) なお、相殺関税の賦課期間中において、補助金についての事情の変更がある場合等には、必要に応じ、関税定率法第 7 条第 17 項から第 21 項に規定する見直しを行うこととされている。

(別添 1) 大韓民国産 D R A M に係る関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) 第 7 条第 6 項に規定する調査 (平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号) に係る最終決定の基礎となる重要な事実

(別添 2) 大韓民国政府からの約束の申出に関する検討内容

(別添 3) 大韓民国産 D R A M に係る関税定率法 (明治 43 年法律第 54 号) 第 7 条第 6 項に規定する調査 (平成 16 年 8 月 4 日付財務省告示第 352 号) に係る最終決定の基礎となる重要な事実に関する利害関係者等の反論及び再反論並びに調査当局の見解

(別添 4) 主要証拠目録